

令和4年12月26日  
厚生労働省政策統括官付  
参事官付保健統計室

医療施設動態調査における「公的統計の総合的な品質向上に向けて」  
(令和4年8月10日 統計委員会建議) を踏まえた対応について

医療施設動態調査においては、医療施設の開設・廃止等の状況を毎月把握し、月報及び年報として集計・公表しています。

今般、総務省統計委員会が取りまとめた「公的統計の総合的な品質向上に向けて」の「遅延調査票への対処基準」の中で、①現在の月別の集計方法を公表資料に明示すること、②今後の月別集計の在り方を検討することが示されました。

このうち、①について、現在、医療施設動態調査の月報に関しては、ある医療施設について実際にいつ開設・廃止等の事由が発生したかにかかわらず、当該医療施設の開設・廃止等について都道府県知事から厚生労働省に調査票が提出された月分(※)として、これを集計・公表していますが、この取扱いを厚生労働省ホームページの「[医療施設調査の概要](#)」に追記しましたのでお知らせします。

また、②について、月報に関しては、直近の医療施設の開設・廃止等の状況を可能な限り正確に集計・公表する必要があることから、引き続き、前述の取扱いは維持する予定ですが、総務省統計委員会の建議の内容を踏まえ、年報に関しては、都道府県知事から調査票が提出された月分(※)としての現行の集計に加え、今後、医療施設について開設・廃止等の事由が発生した月分としての集計を別途行い公表することを検討しています。これに関しては、詳細が決まり次第、改めて厚生労働省ホームページにおいてお知らせをします。

※ 例：10月分の調査票は11月20日までに厚生労働省に提出され、10月分として集計・公表しています。

(参考)

- ・「公的統計の総合的な品質向上に向けて」(令和4年8月10日 統計委員会建議)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/toukei/report/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/report/index.html)
- ・「令和4年10月5日 第28回社会保障審議会統計分科会 資料3」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/000996743.pdf>